民間共同白書 | 2026

広島 AI プロセス民間白書 2026

――国際協調から、
企業・産業・社会の信頼基盤へ

AI を「導入する」だけでなく、
使える条件と、その根拠を共有する。

国際協調	企業・産業	社会の信頼
原則と実践を共有する	調達と業務へ結び付ける	必要な根拠を確かめる

国際的な到達点と、実装に向けた分析・提言

共同編著

株式会社 AI アシュアランス

広島 AI アシュアランス協議会

発行：株式会社 AI アシュアランス
調査基準日：2026 年 10 月 26 日

本書は民間の独立した研究・提言であり、政府・国際機関の公式刊行物ではありません。

要旨

企業は、なぜ広島 AI プロセスを知るべきか

> **本書の結論**
>
> 広島 AI プロセスを、国際会議の成果として知るだけでは足りない。企業が AI の利用条件を説明し、取引相手がその根拠を確認できる仕組みへ結び付けることに、次の産業的な可能性がある。

AI を使うかどうかだけでなく、**どの業務に、どの条件で使えるか**を判断することが重要になる。本書は、広島 AI プロセスの国際的な到達点を整理し、その成果を企業の調達・契約、業務上の判断、産業間の連携へ接続する方向を提言する。

確認できる変化	企業・行政への意味
国際協調が継続している	2023 年の成果は、その後の G7 議長国に引き継がれた。単年の宣言ではなく、継続する国際的な取組である。［03・07］
実践を報告する段階へ進んだ	OECD の自主報告枠組みが始まり、Ver.2.0 は AI を導入する組織や中小企業にも参加しやすくなった。［05・06］
調達で根拠を確かめる動きがある	日本の政府調達資料には、事業者の要件を確認するための裏付け情報の例が整理されている。［14・15］
評価・検証自体が産業になっている	英国政府は AI アシュアランス市場を調査し、第三者による評価の質と専門性を政策課題として扱っている。［21・22］

次の発展は「報告を置き換える」ことではない

共通の報告は、組織の取組を知る入口になる。本書が提案するのは、それに**対象・条件・証拠・確認方法・有効範囲**を接続し、重要な判断について確かめられるようにすることである。公開、監査、テスト、形式検証は、目的に応じて組み合わせる。

位置付け：上表は公表資料に基づく整理。その先の取引上・経済上の効果は本書の分析・提言であり、広島 AI プロセスへの参加による売上増加を実証したものではない。

本書について

目的・読み方・調査方法

本書は、株式会社 AI アシュアランスと広島 AI アシュアランス協議会（HAAC）が共同で編著する民間の政策・産業展望白書である。政府、G7、OECD その他の国際機関の公式白書ではなく、これらの機関による承認・推奨を示すものではない。

問いは、国際的な成果を「現場で使える信頼」へどう結ぶか

経営者、行政・政策担当者、業界団体、研究・評価機関を主な読者とする。「信頼基盤」とは、AI の利用条件とその根拠を関係者が共有し、必要な範囲で確認し、条件の変化に応じて判断を見直せる制度・実務・技術の組合せを指す。単一の製品や新しい中央機関を意味しない。

本書では、AI ガバナンスを、AI の適切な開発・利用を支える方針・役割・管理の仕組みとして用いる。AI アシュアランスは、その信頼性に関する主張を、評価・検証・記録などの根拠で支える取組を指す。［20・21］

章	扱う内容	頁
第 1 章	2023〜2026 年の到達点と対象範囲	4–5
第 2 章	企業の競争力、調達・契約との関係	6–7
第 3 章	制度間の接続と AI アシュアランス産業	8–9
第 4 章	説明を支える証拠と検証方法	10–11
第 5 章	産業・自治体・サイバー領域への展開	12–14
第 6 章	導入の考え方、政策提言、2030 年への展望	15–17
資料一覧	一次資料・当事者資料・公開参照実装	18–21

調査と編集の基準

2026 年 10 月 26 日を調査基準日とし、政府・国際機関・規格制定機関の公表資料を中心に用いた。企業自身の説明、著者による論考、公開 PoC は、それぞれの主体が公表した資料として区別する。制度上の事実、そこからの分析、本書独自の提言を同一視しない。脚注の［番号］は巻末の資料番号に対応する。

本書は網羅的な法令解説、個別案件の適法性判断、独立した製品認証ではない。AI アシュアランスは関連技術の開発主体であり、第 5 章の自社関連 PoC は独立監査の成果として扱わない。原典の改訂や利用条件は、実際の適用時に各主体が確認する。

第 1 章｜国際的な到達点

宣言から、実践を説明する仕組みへ

広島 AI プロセスは、2023 年 5 月の G7 広島サミットを受けて始まった。同年 10 月の国際指針・行動規範に続き、12 月には全ての AI 関係者向けの国際指針を含む包括的政策枠組みが承認された。**高度な AI を開発する組織への要請と、AI を利用する側にも関わる原則の両方**を持つ。[1]

時期	確認できる到達点
2023 年	G7 広島サミットを契機に始動。国際指針・行動規範等の政策枠組みを形成。［03］
2024 年 5 月	賛同する国・地域が協力するフレンズグループを設立。G7 以外との連携へ拡大。［03］
2025 年 2 月	OECD が国際行動規範に関する自主報告枠組みを開始。組織の取組を共通の形式で説明する段階へ。［05］
2026 年 3 月	フレンズグループの会合で Action Plan 2026 を採択。同時点で 66 か国・地域が参加。［04］
2026 年 5 月	OECD が報告枠組み Ver.2.0 を公表。G7 閣僚宣言が改訂を評価し、AI の安全性と普及の双方を扱う。［06・07］

「安全」と「活用」は、対立する目標ではない

2026 年の G7 閣僚宣言は、安全性の確保と企業の AI 導入を同じ政策課題として扱い、政府の AI 調達にも言及している。制度の存在を知らせるだけでなく、導入する側が何を確認すればよいかを明確にすることが、普及の条件になる。[2]

> **本書の分析**
>
> 日本の 2023 年の議長国成果が後続の G7 議長国へ引き継がれている点に、広島 AI プロセスの持続性がある。日本企業にとっても、国際的な議論に接続し、実装から得た知見を還元する入口になり得る。

[1] ［01・03］外務省。10 月の開発組織向け文書と、12 月の全関係者向け指針を区別した。

[2] ［07］G7 Digital and Technology Ministerial Declaration, “Promoting Secure AI”／“Boosting AI Adoption for Economic Growth”。

第 1 章｜対象範囲と参加

「大手 AI 開発企業だけの話」ではない

報告枠組み Ver.2.0 は、モデル開発者、アプリケーション開発者、導入者の役割を区別し、それぞれに関係する質問へ答えやすくした。AI を自社で基盤モデルから開発しない企業にも、利用の仕方や管理体制を説明する接点が広がっている。[3]

取組	主体・役割	意味すること
国際指針・行動規範	G7 を起点とする国際協調	原則と行動の方向を共有する。全企業へ一律に直接適用される法律ではない。
フレンズグループ	国・地域	広島 AI プロセスの精神に賛同し、自発的な協力を進める。［03・04］
パートナーズコミュニティ	企業・団体等	民間の対話・協力の参加枠組み。OECD への報告提出とは別の参加である。［08・12］
OECD 報告枠組み	要件を満たす組織	自らの実践を報告・公表する。掲載は安全性の認証ではない。［08］

透明性は重要だが、掲載と検証は同じではない

OECD 事務局は、提出資格、回答の完備、リンクの利用可能性などを確認する一方、報告の実質的内容を評価・検証しない。HAIP Brand の掲載も、行動規範への適合認証や推奨ではない。したがって、調達や業務判断に使う際は、必要な主張について別途根拠を確認する必要がある。[4]

射程は技術的な安全性だけではない。人権、プライバシー、知的財産、情報の信頼性、セキュリティ、社会課題への貢献などを含む。個別の検証手法は、この広い目的を支える手段であり、価値判断や社会的な合意の代替ではない。[5]

参加を検討する企業は、活動内容と負担を個別に確認する。OECD 報告枠組みでは、継続的な参加表示のため、少なくとも 12 か月ごとの更新・再提出が期待される。参加の要否は、得られる価値と更新の負担を踏まえて判断する。［08］

[3] ［06・08］OECD の Ver.2.0 公表と FAQ。参加資格・提出要件は公式 FAQ で確認できる。

[4] ［08］FAQ “How will submissions be processed?”／“What should organisations know about the HAIP Brand listing?”。

[5] ［02・32］国際行動規範・国際指針。

第 2 章｜企業への意味

信頼性を説明できることは、事業の条件になる

広島 AI プロセスへの参加が、そのまま受注や利益を増やすとする因果関係は、本調査では確認できていない。それでも、**相手が知りたい条件を説明し、必要な根拠を提示できること**には、AI 導入や企業間取引を進める上での実務的な意味がある。

当事者の発信	読み取れること	読み替えてはいけないこと
KDDI	報告枠組みへの参加を、対外的な透明性・信頼と、社内の取組の棚卸し・点検に結び付けて説明する。［11］	参加によって利益が増えたとの実測ではない。
Salesforce 幹部	共通の報告言語が、制度の違いへの対応や顧客からの信頼に寄与し得ると論じる。［10］	OECD の公式な経済効果認定ではない。
Autodesk	パートナーズコミュニティへの参加と、自社の AI ガバナンスの取組を併せて発信する。［12］	参加自体が個々の製品の安全認証になるわけではない。

経済的な効果が生まれ得る、三つの経路

第一に、導入先が要求する確認項目を整理し、説明の往復を減らすこと。第二に、既に作成した評価資料を、条件の一致する別の案件でも使えるようにすること。第三に、AI の提案を採用できる条件と採用できない条件を分け、使える範囲を明確にすること。本書は、これらを効果が生まれる仮説として提示する。

例えば、同じシステムでも用途・データ・責任分担が変われば評価は変わる。必要なのは「一度評価したから全用途で安全」という説明ではなく、何を確認済みで、変更後に何を確かめ直すかを示す説明である。

> **経営上の問い**
>
> AI ガバナンスの価値を、文書の数で判断しない。導入の可否を決める材料がそろったか、取引先との条件確認が進んだか、変更・障害時に判断をやり直せるかで考える。

企業発信［10–12］は当事者の見解として利用した。OECD の初期 20 組織の分析も自主報告が対象であり、全企業の代表サンプルや独立した安全性評価ではない。［09］

第 2 章｜調達・契約

「説明できる」から、「選定時に確かめられる」へ

デジタル庁の 2026 年 6 月のガイドライン改訂は、生成 AI の調達と安全な利活用を一体で扱う。別紙 3 の調達チェックシートでは、確認すべき事項とともに、**裏付けとなる情報の例**が示されている。信頼性を事業者選定の具体的な確認へ落とし込む公的な実務資料である。[6]

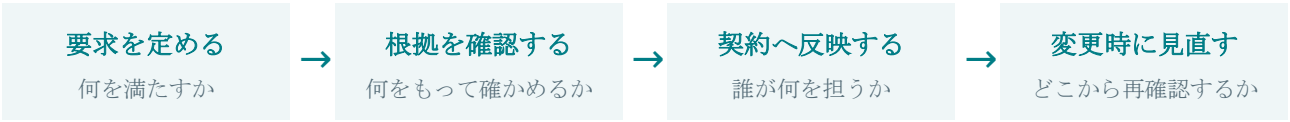


図 1　本書が示す調達・契約への接続モデル。既存制度そのものの手続図ではない。

調達・契約で問うこと	本書が提案する確認の例
用途と対象	案内文の下書きなのか、支給・発注・送金などの実行判断なのかを区別する。
提供側の情報	評価した版、対象データ、評価条件、制約事項を示してもらう。
責任と確認範囲	提供者・導入者・運用担当が、どの判断を確認するかを明確にする。
更新・障害・終了	仕様変更、事故、データの利用終了時に、再評価・通知・停止の扱いを決める。

別紙 4 の契約チェックシートや経済産業省の AI 契約チェックリストも、当事者間で条件を整理する参考になる。ただし、資料中の例示をそのまま全契約の義務と扱うことはできない。適用する規程、業務のリスク、契約相手の役割に応じて具体化する。[7]

広島 AI プロセスとの接続

国際的な報告を、取引先を理解する入口にする。そのうえで、自社の用途に関係する根拠を確かめる。広島 AI プロセスへの参加を一律の取引条件にすることとは異なる。

[6] ［14・15］ガイドライン第 2.0 版、別紙 3 の項目構成・使い方。政府の適用範囲と民間の任意の参照を区別する。

[7] ［16・17］契約チェックシート・AI 契約チェックリスト。表の具体例は、これらを踏まえた本書の提案。

第 3 章｜制度間の接続

異なる枠組みを、同じ制度として扱わない

国際指針、法律、マネジメント規格、評価ツールは役割が異なる。相互運用とは、それらを一つの制度に統合することではない。**共通して必要な情報を再利用し、制度固有の要求は残して対応すること**である。

枠組み	主な役割	他の評価を代替できない点
広島 AI プロセス	安全で信頼できる AI に向けた国際的な原則・行動と協力。［01–03］	各国法の義務や、個別 AI の適合判定を置き換えない。
OECD 報告枠組み	組織の実践を共通形式で報告・公表。［05・08］	掲載は実質的な内容検証・安全認証ではない。
日本の AI 事業者ガイドライン	開発者・提供者・利用者の取組を支える国内指針。［13］	これだけで全法令の遵守が確定するわけではない。
EU AI Act	対象・役割・リスク区分に応じた法的義務。［18］	自主報告への参加や他制度の認証だけで適合とはならない。
ISO/IEC 42001	組織の AI マネジメントシステムに関する規格。［19］	個々の出力や判断の正しさの証明とは異なる。
NIST AI RMF	リスクを把握・測定・管理する任意の枠組み。［20］	法的な免責や、個別の用途の自動承認を与えない。

必要なのは「対応表」の先にある確認

二つの文書がどちらも「透明性」を求めていても、対象者、情報の粒度、公表方法、更新時期が同じとは限らない。見出し同士の対応だけでなく、どの要求をどの資料が、どの範囲まで支えるかを確認する必要がある。

比較は各枠組みの役割を概括したものであり、法律・規格の全文解釈ではない。EU AI Act は対象別に適用時期が異なり、改正・経過措置もあるため、個別適用時は最新の公式原典を確認する。ISO は公開概要を参照した。

第 3 章｜相互運用と市場

一度作った証拠を、必要な範囲で再利用する

制度間の接続は既に進んでいる。AI Verify Foundation は、原則・成果・プロセス・証拠からなる評価枠組みと、広島国際行動規範、NIST AI RMF、ISO/IEC 42001 等との対応資料を公開している。[8]

また、OECD.AI に掲載された Ségerie・Salter の論考は、HAIP 報告と EU AI Act 対応に必要な情報の重なりを論じる。ただし、これは著者の分析であり、制度間の同等性や EU 法への適合を認定したものではない。[9]

再利用の前に確かめること	一致しない場合の扱い
対象の一致	別のモデル、別の用途、別の利用者への結果の流用を避ける。
条件と期間の一致	評価時の設定や前提が変わっていれば、必要部分を評価し直す。
確認範囲の一致	ある制度で確認していない要求を、確認済みとしない。
共有できる範囲	個人情報・営業秘密を、検証に不要な相手へ開示しない。

評価・検証を支える産業も、政策対象になっている

英国 DSIT の 2024 年調査は、AI アシュアランスに関係する企業を 524 社、総付加価値（GVA）を約 10.1 億ポンドと推計した。2025 年のロードマップは、第三者保証の質・専門性・市場形成を扱う。信頼性を確かめる活動自体が、産業として認識されている。[10]

> **本書の分析**
>
> 日本が目指し得るのは、書類を増やす市場ではない。用途を理解し、適切な根拠を選び、重複する確認を減らす評価・検証の産業である。英国の推計はその存在を裏付けるが、広島 AI プロセスが生んだ市場規模ではない。

[8] ［23］AI Verify Testing Framework。広島国際行動規範との対応資料は 2025 年 5 月 29 日付で掲載。
[9] ［24］著者による分析。OECD・GPAI・加盟国の公式見解ではない旨が明記されている。
[10] ［21・22］英国政府の調査・政策文書。GVA は売上高ではなく、英国市場の推計である。

第 4 章｜説明と証拠

何を確かめたのかが分かる「信頼基盤」へ

「安全対策を実施している」という組織の説明と、「この条件で、この処理を進めてよい」という現場の判断は、粒度が異なる。前者から後者へ進むには、説明された取組が今回の対象にも当てはまることを確かめる必要がある。

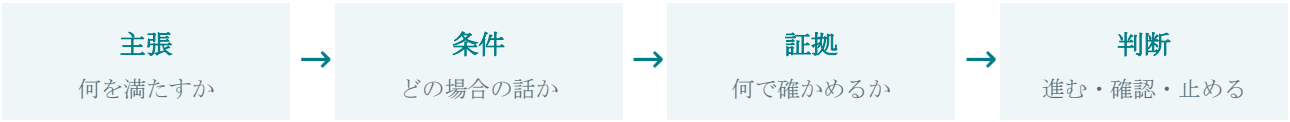


図 2　本書が提案する接続。個々の判断を全て公表する仕組みではなく、必要な相手が必要な範囲で確認する。

根拠を伝えるための項目	具体的に記す内容
対象・用途	対象システム、版、業務、利用者、実行しようとする処理。
条件・基準	判断の前提、参照した規程・契約、期限、必要な承認。
証拠・方法	確認に用いた資料・試験結果、入手先、確認者、確認方法。
結果・未確認事項	成立した条件、不一致、情報不足、評価していない範囲。
有効範囲・再確認	どこまで使える結果か、どの変更で使えなくなるか、次の担当者。

この項目群は本書の提案であり、新しい国際標準として採択されたものではない。既存の業務記録や評価資料を使い、用途に必要な情報だけを整理する。信頼の根拠を扱うために、別の巨大な報告業務を作る必要はない。

透明性と独立検証は、補完し合う

広島国際行動規範は、初めから独立した外部テストを含む評価を扱っている。したがって次の課題は、独立検証という発想を新たに持ち込むことではなく、報告された取組と、用途に即した根拠を接続することである。[11]

[11] ［02］行動 1 の内部・独立外部テスト、追跡可能性・技術文書。表と図はこれを踏まえた本書独自の整理。

第 4 章｜検証方法の使い分け

テスト・監査・形式検証は、競合ではなく補完

独立して確かめられることと、全てを数学的に証明することは同じではない。人の評価、運用監査、統計的な試験、形式検証には、それぞれ適した問いがある。NIST も、測定・試験・運用中の評価と、独立した視点の重要性を扱っている。[12]

方法	得意な問い	残る確認
試験・レッドチーミング	用意した入力・攻撃・運用場面で、どんな誤りが起きるか。	試験していない場面、データの代表性、環境変化。
監査・文書審査	責任分担や手順が整い、実際の運用記録と整合しているか。	対象範囲とサンプリングの限界、確認者の独立性。
形式検証	明示した前提の下で、定義した性質が論理的に成り立つか。	前提の妥当性、現実の証拠の真偽、実装とモデルの対応。

例：承認がない操作を、実行可能にしない

「必要な承認が全て有効な場合だけ実行を許す」と定義した仕組みであれば、そのモデルの中で未承認の操作が許可されない性質を検証できる。一方、承認者が本当に本人か、規程自体が妥当か、実機がそのモデルどおりに動くかは、別の根拠を要する。これは形式検証の位置付けを説明する一般例であり、特定製品の成果を表すものではない。

共通に検査できる範囲と、合意が必要な範囲を分ける

国・組織ごとに安全性の基準が異なっていても、合意した命題と検証用のモデル・手順を共有できれば、その成立を共通の方法で検査できる。**基準の完全な統一を待たず、検証可能な範囲から協力できる。**ただし、何を安全とみなすか、誰の権利をどう守るかという価値判断まで、自動的に一致するわけではない。

> **本書の立場**
>
> 形式検証は必須の万能手段ではない。重要なのは、主張に適した方法を選び、分かったことと分からないことを第三者にも区別できるようにすることである。

[12] ［20］AI RMF Core の MEASURE。形式的仕様・分析の技術的背景は［26］NASA のガイドを参照。

第 5 章｜産業・社会への射程

「採用してよい条件」は、業種を越えて存在する

以下は、本書が提案する適用場面である。各分野の制度、専門職の判断、責任分担を前提とし、個別の技術の導入済み成果として示すものではない。共通するのは、**AI の提案の品質と、それを業務で採用・実行する条件を分けて確認すること**である。

分野・場面	採用・実行前に確かめること	得られる可能性のある価値
製造 **工程変更・出荷判定**	品質基準、設備条件、検査結果、変更承認が、対象の製品・工程に対応するか。	取引先や工程間で、確認済みの範囲を受け渡しやすくする。
物流 **共同配送への** **追加参加**	容量だけでなく、既存荷主の条件、承認、情報共有範囲、採算を分けて確認する。	既存条件を守りながら、新たな参加と収益の機会を検討する。
自治体 **住民案内・文書作成**	対象制度、適用時期、相談条件、利用できる個人情報、人による確認の範囲。	適切な案内を支援し、情報不足や不整合を採用前に示す。
金融・保険 **審査・契約判断支援**	根拠資料、説明内容、権限、利益相反、対象用途で使える評価結果か。	判断理由を追いやすくする。保険料低下や引受けを保証するものではない。
人材・教育 **評価・選考支援**	評価の目的、比較条件、データの適切さ、公平性の検討、異議申立ての方法。	評価を受ける側の説明・再検討の機会を確保する。

同じ記録形式でも、基準まで共通にはしない

製造の品質基準を、人材選考の公平性へそのまま移すことはできない。共通化を目指すのは、対象・条件・根拠・未確認範囲を伝える方法である。判断基準は、各分野の法令、契約、専門知、当事者との対話から定める。

この章の適用案は共同編著者の提案であり、各分野の規制上の承認や第三者認証を示さない。サイバーセキュリティとデータ管理は、全分野を横断する条件として 14 頁で扱う。

第 5 章｜公開された技術例

限定された場面でも、接続の仕方は示せる

共同編著者の一者である AI アシュアランスは、自治体や物流を題材にした公開 PoC（概念実証）を提供している。以下は、2026 年 10 月 26 日時点の公開説明に基づく整理である。本書のために本番環境の監査やプログラムの独立した再実行を行ったものではない。

公開 PoC	公開資料で示す設計	実証範囲の境界
自治体 AI 回答採用［28］	対象制度・資料の版・相談条件と回答案を照合し、採用可・保留・不採用を分ける。	架空制度・合成データ。回答案の採用と、実際の行政決定は別。
自治体 AI プライバシー［29］	送信前の目的・権限・項目と、返ってきた出力の利用条件を分けて確認する。	模擬送信と合成データ。実住民情報や実外部送信の安全性の証明ではない。
自治体 AI 派生情報の利用管理［30］	生成された要約等へ条件を引き継ぎ、後続利用と範囲付きの利用終了を確認する。	管理対象の経路における利用終了。物理消去や管理外コピーの不存在とは異なる。
共同配送 参加拡張［31］	追加荷主の参加、引渡し、増分採算を別々に判定する。	固定ルートの合成条件。実運行、実収益、実測の工数削減を示さない。

自治体の 3 件は、クラウドシエンが業務・導入要件、AI アシュアランスが技術設計・実装・検証を担う公開参照実装である。共同配送の PoC は、AI アシュアランスが公開している。[13]

公開例から言えることと、次に確かめること

これらは、理念を単に掲示するだけでなく、業務の条件と判定理由を扱う設計を提示する。一方、現実のデータ品質、既存システムとの接続、例外処理、費用、専門家・利用者の受容は別途検証が必要である。公開 PoC の成立を、そのまま商用化の成立へ読み替えない。

> **公開の役割**
>
> 秘密情報を公開することではなく、何を確認でき、何を確認していないかを外部にも伝える。独立した検査の入口をつくることに、公開参照実装の意味がある。

[13] ［28–31］各リポジトリの README。記述・確認範囲は公開説明に基づくもので、独立した性能認定ではない。

第 5 章 | エージェント・サイバー・データ

AI が動作するなら、実行時の条件も確かめる

広島国際行動規範は、サイバーセキュリティや生成コンテンツの来歴を含む。さらに日本 AISI は 2026 年 7 月、AI エージェント等のリスクを踏まえ、評価観点に「観測と制御」を追加した。AI が外部環境へ働きかけるとき、出力の良し悪しだけでは運用を判断できない。[14]

場面	本書が提案する運用条件	備える記録
AI が外部へ送信する	利用目的、宛先、送る項目、必要な権限を、送信の時点で確かめる。	対象データ、許可条件、送信の成否、未確認事項。
重要操作を実行する	実行対象、承認、許される操作範囲を照合する。条件が不明なら自動で進めない。	承認対象、期限、実行結果、誰へ確認を戻したか。
障害・攻撃から復旧する	古い承認や過去の正常評価だけで再開せず、現在の状態を確認する。	復旧範囲、残る危険、再開条件、確認した主体。
生成情報を再利用・終了する	元情報の利用条件を確認し、派生物・コピー・管理外を区別する。	由来、適用条件、終了の対象と例外。

防御手段を置き換えず、業務判断へ接続する

本書では、攻撃や障害が疑われる状況でも重要な処理を進める根拠を確かめる取組を、サイバーアシュアランスの一つの方向と捉える。認証、アクセス制御、監視、脆弱性管理、復旧計画を置き換えるものではない。各対策の結果が、今回の操作を許可する根拠になるかを確認する。

人による確認を置くだけでも十分とは限らない。担当者に必要な情報と権限があるか、緊急時の代替手順があるかを設計する必要がある。無条件に止め続けるのではなく、許される範囲を明確にして継続・保留・停止を使い分ける。

表は設計上の提案であり、サイバー攻撃への全面的な耐性を実証したものではない。記録自体の改ざん防止、本人・権限確認、時刻・版の管理も、別途必要な評価対象となる。

[14] ［02］行動 6・7。［25］AI セーフティ評価観点ガイド第 1.20 版の改訂説明。

第 6 章 | 企業の着手点

新しい報告業務より、重要な一つの判断から

最初から全社の全 AI を同じ深さで評価する必要はない。本書は、失敗の影響が大きい、複数組織が関わる、あるいは確認不足で導入が止まっている判断を一つ選び、既存資料でどこまで確かめられるかを整理する方法を提案する。

着手すること	最小限、決める内容
1　判断を特定する	例：回答案を職員確認へ回す、追加荷主を受け入れる、外部送信を許す。
2　採用条件をそろえる	適用規程・契約、必要な承認、確認すべきデータ、情報不足時の扱い。
3　既存の根拠を対応付ける	運用記録、試験結果、契約書等のうち、各条件を支えるものと不足するもの。
4　例外と変更を確かめる	条件不足、不整合、期限切れ、対象変更のときに、適切に保留・再確認できるか。
5　導入価値を判断する	得られる便益と、導入・維持・再確認の費用を、同じ対象・条件で比較する。

「効果」と「評価の負担」を、両方見る

比較する便益には、既存の確認作業の削減、使える業務範囲の拡大、説明のやり直しの減少などがある。費用には、初期設定、データ整備、システム接続、担当者の確認、更新時の再評価を含める。検査に通ったことと、採算が合うことは別の判断である。

> **導入価値を検討するための整理**
>
> 便益 – 初期対応費用 – 継続運用費用 – 変更時の再確認費用
>
> 金額化できない人権・安全上の条件は、この計算だけで採否を決めない。未測定の便益を確定利益として扱わない。

指標は目的に応じて選ぶ。例えば確認の往復、担当者の作業量、未確認のまま進んだ処理、誤って止めた処理などである。一律の定期測定や公表を増やすことが目的ではなく、導入判断に必要な場合に、比較可能な範囲で確かめればよい。

指標の確認には既存の業務記録を優先し、必要以上の収集・報告を避ける。国際的な報告枠組みへ参加する場合の提出・更新要件とは分けて考える。

第 6 章｜政策・産業への共同提言

国際的な共通言語を、使える根拠へつなぐ

以下は共同編著者の提言であり、政府・国際機関が決定した計画ではない。新たな一律認証を設けるより、既存の報告、調達、評価、業務記録の間をつなぐことを重視する。

提言	主な検討主体	具体的に進めること
1　主張と根拠を結ぶ参照様式を整える	報告枠組みの運営者、参加企業・団体	既存の報告・資料に付記できる任意の参照様式を整え、対象・条件・評価範囲・未確認事項を示す。機密の一律公開は求めない。
2　重複する確認を減らす	政府、規格・評価機関、業界団体	制度間の対応資料を整え、再利用できる証拠と追加確認が必要な項目を区別する。法的同等性とは分ける。
3　業務単位の実証を調達・契約へ結ぶ	導入企業、自治体、実証を支援する機関	対象業務と採用条件を先に定め、正常時だけでなく条件不足・変更時も確かめる。実証の範囲を調達側へ伝える。
4　第三者検証の質と選択肢を育てる	評価機関、大学、専門家団体	評価者の能力・利益相反・検証範囲を説明し、異なる方法の結果を理解できるようにする。単一製品への依存を避ける。
5　中小企業と利用者が参加できる形にする	政府、業界団体、地域の支援組織	既存資料を使える簡素な手順、分野別の例、言語・人材面の支援を重視する。リスクに見合う確認を選ぶ。

広島から発信する意味

広島 AI プロセスの成果を、製造業・物流・自治体などの具体的な課題に結び付ければ、国際協調と現場の実装を往復する知見を示せる。HAAC は民間の協力の立場から、AI アシュアランスは技術の開発主体として、この接続の可能性を提示する。[15]

提言の実施主体・資金・時期は別途の合意を要する。ここに掲げることは、特定機関の参加、予算、採択、制度化を確約するものではない。

[15] ［27］HAAC の体制・活動に関する当事者発表。政府・国際機関の権限の委任や公式認証を意味しない。

第 6 章 | 2030 年に向けた展望

信頼を、AI を使うための基盤にする

広島 AI プロセスの意義は、リスクに対する共通認識を形成し、組織の実践を説明する場を広げたことにある。本書が展望するのは、その成果を使い、企業や行政が具体的な用途について「使える条件」を共有できる社会である。

発展の段階	目指す状態	進むための条件
説明を共有する	取組、責任分担、用途、制約を関係者が理解できる。	共通の言葉と、役割に応じた分かりやすい報告。
根拠を確かめる	重要な主張について、第三者が対象と評価範囲を確認できる。	適切な証拠、評価方法、情報保護、独立性。
判断へ利用する	確認した根拠を調達・契約・業務の採否に使い、変更時は見直す。	実システムとの対応、責任分担、例外処理、費用の妥当性。

実現を妨げる課題にも、正面から向き合う

形式だけ整った報告、評価費用の増大、特定ベンダーへの依存、証拠の共有による情報漏えい、評価基準から当事者が排除される問題は残る。対策は、リスクに比例した確認、機密を守った検証、評価者の利益相反の開示、利用者による異議申立てや再検討の機会を組み合わせることである。

2030 年は、実現を保証する期限ではなく、本書が方向を考えるための視点である。国際ルールの完全な統一を待たなくても、合意できる条件と確かめられる範囲を増やすことはできる。その積み重ねを、国際的な議論へ還元していく。

> **結論**
>
> 広島 AI プロセスを知るべき理由は、参加すること自体が競争力になるからではない。
>
> AI を信頼して使うために、企業と社会が何を説明し、何を確かめ、誰が判断するかを考える国際的な共通基盤だからである。
>
> その成果を、用途に即した条件と検証可能な根拠へつなぐ。そこに、AI の導入と取引、産業連携を支える新しい信頼基盤への道がある。

本書は特定の技術・製品の採用を前提としない。掲載により、既存の特許・ノウハウその他の権利の共有・譲渡・利用許諾が生じるものではなく、必要な権利処理は導入時に別途行う。

資料一覧｜一次資料・当事者資料・公開参照実装

参照資料 01–08

閲覧基準日：2026 年 10 月 26 日。本文の［番号］に対応する。企業・著者の見解と政府・国際機関の公式見解は区別した。文書の表題は識別しやすいよう一部を短縮している。

［01］外務省｜政府原典
広島 AI プロセスに関する G7 首脳声明（2023 年 10 月 30 日）
https://www.mofa.go.jp/ecm/ec/page5e_000076.html
国際指針・国際行動規範の承認と公表。

［02］G7／外務省掲載｜政府原典
高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範（仮訳）（2023 年 10 月 30 日）
https://www.mofa.go.jp/files/100573472.pdf
行動 1（テスト）、3（透明性）、6（セキュリティ）、7（来歴）、10（標準）。

［03］外務省｜政府原典
AI 外交（2026 年 7 月 1 日更新）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/st/pagew_000001_01551.html
2023 年 12 月の包括的政策枠組み、全ての AI 関係者向け指針、国際的な展開。

［04］外務省｜政府原典
広島 AI プロセス・フレンズグループ第 2 回対面会合（結果）（2026 年 3 月 16 日）
https://www.mofa.go.jp/press/release/pressite_000001_02177.html
参加国・地域数は同時点。Action Plan 2026 の採択と自発的な取組。

［05］OECD｜国際機関原典
OECD launches global framework to monitor application of G7 Hiroshima AI Code of Conduct（2025 年 2 月 7 日）
https://www.oecd.org/en/about/news/press-releases/2025/02/oecd-launches-global-framework-to-monitor-application-of-g7-hiroshima-ai-code-of-conduct.html
共通の自主報告枠組みの開始。

［06］OECD｜国際機関原典
OECD launches streamlined Hiroshima AI Process Reporting Framework to help small- and medium-sized enterprises participate（2026 年 5 月 28 日）
https://www.oecd.org/en/about/news/press-releases/2026/05/oecd-launches-streamlined-hiroshima-ai-process-reporting-framework-to-help-small-and-medium-sized-enterprises-participate.html
Ver.2.0 への改訂。AI を開発・提供・導入する組織と中小企業への参加拡大。

［07］G7／英国政府掲載｜政府原典
G7 Digital and Technology Ministerial Declaration（2026 年 5 月 29 日採択／6 月 1 日掲載）
https://www.gov.uk/government/publications/g7-digital-and-technology-ministerial-declaration-29-may-2026/g7-digital-and-technology-ministerial-declaration-29-may-2026
広島 AI プロセスの継続、報告枠組み、AI 調達、企業の AI 導入。

［08］OECD.AI｜国際機関原典
Hiroshima AI Reporting Framework: Frequently Asked Questions（2026 年 10 月 26 日閲覧）
https://oecd.ai/en/transparency/faq
参加資格、役割別質問、掲載審査の範囲、非認証性、更新、参加制度の区別。

資料一覧｜一次資料・当事者資料・公開参照実装

参照資料 09–16

本文・脚注の［番号］に対応。URL はクリックして原典を参照できる。各資料の対象・版・確認範囲に注意。

［09］OECD｜国際機関調査
How are AI developers managing risks?（2025 年 9 月 25 日）
https://doi.org/10.1787/658c2ad6-en
初期 20 組織の自主報告を分析。OECD Artificial Intelligence Papers, No.45。

［10］Paula Goldman／OECD.AI 掲載｜企業幹部の論考
HAIP is transforming transparency from a compliance burden to a competitive advantage（2026 年 7 月 16 日）
https://oecd.ai/en/wonk/haip-transforming-transparency-from-ai-compliance-burden-to-competitive-advantage
Salesforce の立場からの見解。OECD の公式見解や経済効果の実測ではない。

［11］KDDI｜企業自身の説明
AI の信頼性確保に向けた国際的な議論 〜広島 AI プロセス国際行動規範と報告枠組み〜（2026 年 9 月 4 日）
https://tech-note.kddi.com/n/n2ea8a2c11996
対外的な信頼・透明性と、社内の取組の棚卸し・点検についての当事者説明。

［12］Autodesk｜企業自身の説明
オートデスク、広島 AI プロセス（HAIP）を通じて Trusted AI の取り組みを推進（2026 年 7 月 22 日）
https://adsknews.autodesk.com/ja/news/hiroshima-ai-process/
コミュニティ参加と自社 AI ガバナンスの説明。報告枠組みへの提出とは区別。

［13］総務省・経済産業省｜政府原典
AI 事業者ガイドライン（第 1.2 版）（2026 年 3 月 31 日）
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20260331_report.html
AI 開発者・提供者・利用者を含む事業者向けの指針。

［14］デジタル庁｜政府原典
行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン（第 2.0 版）（2026 年 6 月 12 日）
https://www.digital.go.jp/news/decb64eb-f26e-41cb-8d37-f3dd173108b8
ガイドライン本体・別紙・元ファイルの公式掲載ページ。

［15］デジタル庁｜政府実務資料
同ガイドライン 別紙 3：調達チェックシート（2026 年 6 月 12 日）
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8b8d1635-cea3-4d36-bb9a-bac732779d1e/5473f82c/20260612_meeting_executive_format_05.pdf
冒頭の使い方・項目構成を参照。要件・確認方法・裏付けとなる情報の例を整理。

［16］デジタル庁｜政府実務資料
同ガイドライン 別紙 4：契約チェックシート（2026 年 6 月 12 日）
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8b8d1635-cea3-4d36-bb9a-bac732779d1e/b702f880/20260612_meeting_executive_format_06.pdf
契約で検討する事項と条文例。案件に応じた確認・調整が必要。

資料一覧｜一次資料・当事者資料・公開参照実装

参照資料 17–24

本文・脚注の［番号］に対応。URL はクリックして原典を参照できる。各資料の対象・版・確認範囲に注意。

［17］経済産業省｜政府原典
AI の利用・開発に関する契約チェックリストを作成しました（2025 年 2 月 18 日）
https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218003/20250218003.html
AI 利用・開発契約の検討事項を整理した公表資料。

［18］欧州委員会｜政府公式解説
Navigating the AI Act（2026 年 8 月 7 日更新／10 月 26 日閲覧）
https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/navigating-ai-act
EU AI Act の対象・段階的適用に関する公式 FAQ。個別案件は法令本文で判断。

［19］ISO｜規格制定機関
ISO/IEC 42001:2023 — Artificial intelligence management system（2023 年版／2026 年 10 月 26 日閲覧）
https://www.iso.org/standard/42001
公開概要を参照。組織の AI マネジメントシステムを対象とする。

［20］NIST｜政府技術資料
AI RMF Core（AI RMF 1.0／2026 年 10 月 26 日閲覧）
https://airc.nist.gov/airmf-resources/airmf/5-sec-core/
GOVERN・MAP・MEASURE・MANAGE。測定、運用中の評価、独立レビュー。

［21］英国科学・イノベーション・技術省（DSIT）｜政府市場調査
Assuring a Responsible Future for AI（2024 年 11 月 6 日）
https://www.gov.uk/government/publications/assuring-a-responsible-future-for-ai/assuring-a-responsible-future-for-ai
英国市場の推計。524 社、総付加価値（GVA）約 10.1 億ポンド。

［22］英国 DSIT｜政府政策文書
Trusted third-party AI assurance roadmap（2025 年 9 月 3 日）
https://www.gov.uk/government/publications/trusted-third-party-ai-assurance-roadmap/trusted-third-party-ai-assurance-roadmap
第三者 AI アシュアランスの質・専門性・市場形成に関する政策。

［23］AI Verify Foundation｜実施機関原典
AI Verify Testing Framework（2026 年 10 月 26 日閲覧）
https://aiverifyfoundation.sg/tools/ai-verify-testing-framework/
原則・成果・プロセス・証拠を接続。広島国際行動規範等との対応資料を公開。

［24］Charbel-Raphael Ségerie・Jonathan Salter／OECD.AI 掲載｜著者による分析
Bridging frameworks: How HAIP 2.0 supports interoperability with the EU AI Act（2026 年 9 月 30 日）
https://oecd.ai/en/wonk/bridging-frameworks-how-haip-2-0-supports-interoperability-with-the-eu-ai-act
制度間の重なりと証拠の再利用を論じる。OECD の公式見解・適合認定ではない。

資料一覧｜一次資料・当事者資料・公開参照実装

参照資料 25–32

本文・脚注の［番号］に対応。URL はクリックして原典を参照できる。各資料の対象・版・確認範囲に注意。

［25］日本 AI セーフティ・インスティテュート（AISI）｜公的技術資料
AI セーフティ評価観点ガイド第 1.20 版を公開（2026 年 7 月 7 日）
https://aisi.go.jp/output/output_information/260707/
AI エージェント等に関し「観測と制御」の観点を追加した改訂の説明。

［26］NASA｜政府技術資料
Formal Methods Specification and Analysis Guidebook for the Verification of Software and Computer Systems: A Practitioner’s Companion, Volume 2（NASA-GB-001-97/VOL2）
https://ntrs.nasa.gov/citations/19980227975
形式的な仕様記述・分析の技術的背景。法令全体や現実の安全の無条件保証ではない。

［27］株式会社オンザリンクス｜当事者発表
「広島 AI アシュアランス協議会」を設立。広島 AI プロセス対応技術を広島から世界へ。（2026 年 10 月 8 日）
https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000015.000169775.html
HAAC の体制と参加の説明。政府・国際機関からの公認・認証とは区別。

［28］株式会社クラウドシエン・株式会社 AI アシュアランス｜公開参照実装
自治体 AI・回答採用アシュアランス：README（2026 年 10 月 26 日閲覧）
https://github.com/GhostDriftTheory/civic-ai-answer-adoption-assurance
合成データで回答案の条件・根拠を照合する PoC。本書は公開説明を参照。

［29］株式会社クラウドシエン・株式会社 AI アシュアランス｜公開参照実装
自治体 AI・プライバシーアシュアランス：README（2026 年 10 月 26 日閲覧）
https://github.com/GhostDriftTheory/civic-ai-privacy-assurance
合成データと模擬送信による検証。実住民情報・実外部送信の実証ではない。

［30］株式会社クラウドシエン・株式会社 AI アシュアランス｜公開参照実装
自治体 AI・派生情報ライフサイクル・アシュアランス：README（2026 年 10 月 26 日閲覧）
https://github.com/GhostDriftTheory/civic-ai-lifecycle-assurance
条件の承継と管理範囲内の利用終了。物理消去・管理外コピーの不存在は対象外。

［31］株式会社 AI アシュアランス｜公開参照実装
共同配送・参加拡張アシュアランス：README（2026 年 10 月 26 日閲覧）
https://github.com/GhostDriftTheory/joint-delivery-participation-assurance
固定ルート・合成条件による参加、引渡し、採算の分離。実運行・実利益ではない。

［32］G7／外務省掲載｜政府原典
高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針（仮訳）（2023 年 10 月 30 日）
https://www.mofa.go.jp/files/100573469.pdf
安全性、人権、プライバシー、セキュリティ等を含む原則。全関係者向け指針との対象の違いに注意。

発行：株式会社 AI アシュアランス ／ 共同編著：株式会社 AI アシュアランス・広島 AI アシュアランス協議会